

小口

墨田区の利子補給と東京都の信用保証料補助を併用する場合の融資手続きの流れ

墨田区の「小規模企業資金(墨田小口)」のあっせんを受けた方で、東京都の「小規模企業向け融資(小口)[国の全国統一保証制度]」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

墨田区で「小規模企業資金(墨田小口)」の商工業融資申込者紹介書を取得

併用するためには、墨田区の「小規模企業資金(墨田小口)」の利用要件を満たすほか、

以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

当該事業を営むために、許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けていること。
事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと
及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

東京都の都制度「小規模企業向け融資(小口)」として信用保証協会へ保証申請をしていただく必要があります。
ご不明な点は、東京信用保証協会錦糸町支店(03-5608-2011)及び東京都産業労働局金融部金融課(03-5320-4877)へお問い合わせください。

(墨田区融資あっせん制度として保証申請をすると、都の信用保証料補助は受けられませんので、ご注意ください。)

保証申請の際は、以下の事項についてご注意ください。

信用保証依頼書の保証制度(略称)欄は、都制度「小口」と記入してください。
信用保証委託申込書の申込内容欄及び信用保証依頼書の貸付条件欄は、墨田区であっせんを受けた小規模企業資金(墨田小口)の融資金額・用途・償還期間^[注1]・償還方法を記入してください。
信用保証依頼書の貸付利率欄は、固定 年2.0% と記入してください。
信用保証依頼書を信用保証協会に送付する際は、必ず区の申込書及びあっせん紹介書の写し(信用保証協会行)を添付してください。

併用する場合の償還期間^[注1]については以下のとおり

3年超5年以内(据置6か月以内)
ただし、設備資金のみの場合
3年超9年以内(据置6か月以内)
注意:償還期間が3年以内の場合、併用不可。

金利については以下のとおり(墨田区が金利の一部を補給します。)

名目固定金利	2.0%
本人負担利率	1.0%

信用保証料 東京都が信用保証料の2分の1を補助します。

融資実行後は、速やかに以下の書類を提出してください。
墨田区商工業融資者回答書
信用保証書の写し

併用に関する問合せ先
墨田区産業観光部経営支援課経営支援担当
電話:03(5608)6183

取扱金融機関に融資申込

信用保証協会へ「都制度・小規模企業向け融資(小口)」保証申込

信用保証協会保証承諾
取扱金融機関融資実行

墨田区へ結果報告